

平成 30 年発生災害復旧工事における

工事請負代金の支払い等について

1 趣旨

平成 30 年発生災害復旧工事における工事請負代金の支払い等について定める。

2 内容

平成 30 年発生災害復旧工事における工事請負代金の支払い等について、下記のとおり緩和措置を設ける。

(記)

(前払金)

前払金は、安芸高田市建設工事執行規則第 4 5 条により、請負代金額が 1 3 0 万円以上の場合で、保証契約の証書を寄託し、請負代金額の 4/10 を請求することができる。

【従来どおり】

(前払金の使用等)

建設工事請負契約約款第 3 6 条により、受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成 3 1 年 3 月 3 1 日までに払出しが行われるもの(平成 3 1 年度の適用については、平成 3 1 年 3 月末に決定する予定。)については、前払金の 1 0 0 分の 2 5 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

【従来どおり】

(部分払)

建設工事請負契約約款第 3 7 条により、受注者は、工事完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品(第 1 3 条第 2 項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請負代金相当額の 1 0 分の 9 以内の額について、次項から第 7 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、月 1 回を超えることができない。

【支払回数を緩和】

【従前の支払い回数】

部分払の回数の限度

請 負 金 額	部分払の回数
1、000万円未満	1回
1、000万円以上5、000万円未満	2回
5、000万円以上1億円未満	3回
1億円以上	4回



【今回の緩和措置】

支払回数の限度は、設けない。ただし、この請求は、月1回を超えることができない。

（中間前金払と部分払の選択）

中間前金払の対象となる工事における中間前金払と部分払の選択は、受注者が行うものとし、その併用は次のとおりとする。

- (1) 受注者は、中間前金払の請求を行った後も部分払の請求をできるものとする。この場合には、約款第37条第6項の部分払金の額の算定式の前払金額に中間前払金額を含む（当該工事が債務負担行為に係るものである場合は、約款第38条の3第2項の部分払金の額の算定式の当該会計年度前払金額に当該会計年度中間前払金額を含む）ものとする。
- (2) 受注者は、部分払の請求（債務負担行為に係る工事または受注者の責に帰すことができない事由によって年度内に完成することができず繰越となった工事について年度末に部分払を請求した場合を除く。）を行ったときは、さらに中間前金払の請求をすることはできないものとする。この場合には、当該契約において、約款第34条第3項及び第4項は適用しない。

その他中間前金払に関することについては、安芸高田市建設工事請負代金中間前払金制度事務取扱要綱の規定によるものとする。 【従前どおり】

（請負代金の支払）

建設工事請負契約約款 第32条により、受注者は、前条第2項（同条第6項の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。 【従来どおり】

3 適用範囲

平成 30 年発生災害復旧工事に限り、適用する。

なお、従前の取扱いにより、契約済の工事又は指名・公告を行った工事についても、当該工事に関する土木工事共通仕様書、誓約書、特記仕様書、現場説明書の内容にかかわらず、この取扱いの対象とする。